

## 【消費生活の窓口から】

### 「訪問買い取り」の電話にご注意ください！

#### ～不要な勧誘はきっぱり断りましょう～

先月、町内において業者が電話でお宅訪問をとりつけ、貴金属を強引に安く買い取ってしまう「訪問買い取り」の電話が多発しました。時々、集中的に中山町がターゲットになる時があるので、注意が必要です。電話で来訪を約束しない限りは家には来ませんので、必要がない場合はきっぱりその場で断りましょう。

〈事例〉・不要な靴をリサイクルするという業者と、電話で訪問の約束をした。いざ来訪すると、「貴金属はないか」と

しつこく居座られた。

・着物の買い取りに来た業者が「査定結果の連絡待ちだ」と言って、数時間帰らない。その間に「不要な貴金属

はないか？」と聞かれ、安く買い取られてしまった。

・貴金属はないと伝えたら、大声で怒鳴られ怖い思いをした。

#### 【アドバイス】

◆**買い取り業者の訪問があったときは「不要な勧誘はきっぱり断る」「貴金属やブランド品などを、むやみに見せない、触らせない」ことが大切です。**

◆**以下の様な訪問や勧誘は禁止されています。**

(1) **消費者から勧誘の要請がないのに、突然訪問して勧誘すること（不招請勧誘）**

また、「査定のみ依頼したのに、訪問のついでに買い取りも勧説すること」や「事前の約束とは違う物品につい

て、買い取りの勧説をすること」も不招請勧説にあたります。

(例) 衣類の買い取りといって訪問したのに、貴金属の買い取りの勧説をする

(2) **事業者名、買取る物品の種類、勧説の目的を明示せずに勧説すること**

(3) **消費者が断った場合に、居座ることや、再勧説をすること**

◆**売却したときは、契約書面の交付を求め、大切に保管しておきましょう。購入業者には以下の事項を記載した契約書面を消費者に交付する義務があります。**

・物品の種類や特徴      ・購入価格      ・クーリング・オフについての説明事項  
・申し込みや契約の年月日      ・事業者の住所、名称、連絡先、担当者の氏名

◆**クーリング・オフ期間中は購入業者へ売却した物品の引き渡しを拒むことができます（引き渡し拒絶権）。**

訪問買い取り（訪問購入）にはクーリング・オフ制度があります。契約書面を受け取つ

た日を1日目として8日間

は、購入業者に書面等で申し入れすることによって、無条件で契約を解除することができます。

また、消費者には「引き渡し拒絶権」が認められており、この8日間は物品の引き渡しを拒むことができます。売却

の契約をしても、その場ですぐに物品を引き渡す必要はありません。

◆困った時は一人で悩まず、警察（☎#9110）や消費生活相談窓口、消費者ホットライン188（局番なし）に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「訪問購入（訪問買い取り）のトラブルを防ぐには」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内）☎662-2593